

議案第 28 号

令和 3 年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,704 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,232 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 58,230	千円 △ 14,179	千円 44,051
	1 使 用 料	58,230	△ 14,179	44,051
3 繰 越 金		1	4,475	4,476
	1 繰 越 金	1	4,475	4,476
歳 入 合 計		75,936	△ 9,704	66,232

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 75,936	千円 △ 9,704	千円 66,232
	1 事 業 費	75,936	△ 9,704	66,232
歳 出 合 計		75,936	△ 9,704	66,232

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	港湾管理事業費	^{千円} 14,000
計			14,000